

貿易関係証明書発行業務

本所では、原産地証明書等、海外との貿易の際に必要な各種証明書類を発給しています。

特定原産地証明書について

日本は、複数の国とEPA(Economic Partnership Agreementの略称で、経済連携協定とも呼ばれます)を締結しています。EPAにおける貿易において、日本から輸出される産品が、EPAに基づく原産資格を満たしていることを証明すると、相手国税関でEPA税率(通常の関税率よりも低い関税率)の適用を受けることができます。この「EPAに基づく原産資格を満たしていることを証明する」書類が「特定(特惠)原産地証明書」です。

なお、当所では特定原産地証明書の発給業務を行っておりません。

詳しくは、日本商工会議所 国際部 TEL：03-3283-7850 または大阪商工会議所 国際部(日本商工会議所 大阪事務所) TEL：06-6944-6216 までお問合せください。

1. 申請者登録

貿易関係証明をはじめて受けるかたは、所定の書類の提出による登録が必要です。

◆提出書類

法人の場合

- ・貿易関係証明に関する誓約書
- ・貿易関係証明申請者登録台帳(両面)
　　<表面>貿易関係証明業態内容届<裏面>貿易関係申請者の署名届
- ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(3ヶ月以内に発行された原本)
- ・印鑑証明書(法人名義で3ヶ月以内に発行された原本)

個人の場合

- ・貿易関係証明に関する誓約
- ・貿易関係証明申請者登録台帳(両面)
　　<表面>貿易関係証明業態内容届<裏面>貿易関係申請者の署名届
- ・住民票(3ヶ月以内に発行された原本)
- ・印鑑証明書(個人名義で3ヶ月以内に発行された原本)
- ・個人事業者であることの証明資料
　　(ただし、更新の場合は省略可)

※ 条件により提出書類が必要な場合がございます。

※ 登録有効期限 登録日より2年間(更新が必要です)

2. 本所にて発給可能な貿易関係証明

- (1) 原産地証明(特定原産地証明書を除く)
- (2) インボイス証明
- (3) サイン証明
- (4) その他の証明〔会員証明・日本法人証明・営業証明〕

3. 手数料等

	会 員	一 般
登録手数料	無料	11,000円(税込み)
証明料	1件につき 1,100円(税込み)	1件につき 2,200円(税込み)
原産地証明用紙代	普通紙 10枚 110円・1冊(100枚綴り) 1,100円	
申請事務マニュアル	1冊 1,100円(税込み)	

4. 発給枚数

1件は6部以内(本所用控え含む)です。※ 6部を超える場合は別途、証明料金がかかります。

お問合せ先 貝塚商工会議所 072-432-1101